

生活福祉資金貸付制度一覧

資金の種類		貸付対象			貸付内容				
		低	障	高	貸付限度額	据置期間	償還期間	利息	
総合支援資金	低所得者世帯に対し、次に掲げる経費として貸付ける資金				単身世帯 月額150千円以内 複数世帯 月額200千円以内	6月以内	10年以内		
	生活支援費	・生活再建までの間に必要な生活費用							
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用			400千円				
	一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用			600千円				
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸付ける資金				(5,800千円以内)	6月以内		1.5% (連帯保証人をたてる場合は無利子)	
	福祉費	・日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用			4,600千円				20年以内
	1. 生業を営むために必要な経費			1,300千円～5,800千円	8年以内				
	2. 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費			2,500千円	7年以内				
	3. 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費			1,700千円	8年以内				
	4. 福祉用具等の購入に必要な経費			2,500千円	8年以内				
	5. 障害者用自動車の購入に必要な経費			5,136千円	10年以内				
	6. 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費			1,700千円～2,300千円	5年以内				
	7. 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費			1,700千円～2,300千円	5年以内				
	8. 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費			1,500千円	7年以内				
	9. 災害を受けたことにより臨時に必要な経費			500千円	3年以内				
	10. 冠婚葬祭に必要な経費			500千円	3年以内				
	11. 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費			500千円	3年以内				
	12. 就職、技能習得等の支度に必要な経費			500千円	3年以内				
13. その他日常生活上一時的に必要な経費			500千円	3年以内					
緊急小口資金	・低所得世帯に対し、次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用				100千円	2月以内	12月以内	無利子	
	1. 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき								
	2. 火災等被災によって生活費が必要とき								
	3. 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要とき								
	4. 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要とき								
	5. 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき								
	6. 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき								
	7. 法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要とき								
	8. 給与等の盗難によって生活費が必要とき								
9. その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき									
教育支援資金	低所得世帯に対し、次に掲げる費用として貸し付ける資金				(高校) 月35千円 (高専・短大) 月60千円 (大学) 月65千円	卒業後6月以内	20年以内	無利子	
	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費							
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費			500千円				
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯、要保護の高齢者世帯に対し、次により貸し付ける資金		低所得の高齢者世帯		土地評価額の70%程度 月300千円以内	契約終了後 3月以内	借受人の死亡時など貸付契約の終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	
	不動産担保型生活資金	・一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金							
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯、要保護の高齢者世帯に対し、次により貸し付ける資金		要保護の高齢者世帯		居住用不動産の評価額の70%程度 (集合住宅の場合は50%)				
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金							

低 = 低所得者世帯、障 = 障害者の方の属する世帯、高 = 高齢者の方の属する世帯